

諮問日：令和元年9月18日（令和元年度（最情）諮問第37号）

答申日：令和2年7月21日（令和2年度（最情）答申第7号）

件名：平成30年中に最高裁判所が支払ったNHK受信料が月単位で分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成30年中に最高裁判所が支払ったNHK受信料が月単位で分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年8月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所は、日本放送協会放送受信規約6条2項に基づいて、当該年度分のNHK放送受信料を一括して前払いしているところ、月単位のNHK受信料及び支払額が記載されたものは作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年9月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

- ③ 令和2年1月24日 審議
- ④ 同年6月19日 審議
- ⑤ 同年7月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所は、日本放送協会放送受信規約6条2項に基づいて、当該年度分の放送受信料を一括して前払いしており、月単位の放送受信料及び支払額が記載されたものは作成し又は取得していないとのことである。このような放送受信料の支払方法を踏まえれば、本件開示申出文書を作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子